

社会福祉法人中泊町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人中泊町社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 前条に規定する「役員等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事・監事
- (4) 評議員
- (5) 各種委員会等委員

(役員等の報酬)

第3条 役員等に対しては、原則として報酬は支給しない。ただし、次の役員には、その勤務実態を勘案し報酬を支給する。

- (1) 会長 月額 50,000円
- (2) 監事 日額 5,000円

2 報酬には交通費の実費は含まないものとする。

3 会長は非常勤役員とする。

4 第1項第2号に規定する監事の報酬は、本会の監査時に出席した場合に支給する。ただし、この場合においては、第4条第3項に規定する費用弁償は支給しない。

5 会長の月額報酬の支給方法は、本会職員の給与規程の例による。

6 会長の報酬は、就任した月から退任の月まで支給する。ただし、月の途中で就任又は退任した場合や病気等で公務に就けない場合は、日割り計算により支給するものとする。

7 公務員の場合には、原則として報酬を支給しない。

(費用弁償)

第4条 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、交通費及び宿泊料とする。

2 前項の計算、支給方法等については、本会旅費規程を準用する。

3 役員等が職務のため町内において勤務した場合には、費用弁償として別表の額の日当を支給する。

4 公務員の場合には、原則として費用弁償を支給しない。

別表		(単位:円)	
職名	費用弁償 (日当)	職名	費用弁償 (日当)
副会長	2,200	評議員	2,200
理事	2,200	各種委員会等委員長	2,500
監事	2,200	各種委員会等委員	2,200

(役員等以外の者に対する費用弁償)

第5条 役員等以外の者が、本会の要求により会務を遂行した場合は、その者に対して第4条に準じ費用を弁償することができる。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(公表)

第7条 本会はこの規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第8条 この規程の改正については、理事会の同意を得、評議員会の決議を得て行うものとする。

附 則

全部改正後の規程は、公布の日から施行し、平成23年6月1日から適用する。ただし、第3条第1項第2号及び第2項の規定は、平成24年12月10日から適用する。

附 則

一部改正後の規程は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

一部改正後の規程は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

一部改正後の規程は、平成30年4月1日から施行する。